

令和5年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月8日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏 建設環境課長 篠原英男
会計管理者 羽場厚子
たてしな保育園長 山口恵理 庶務係長 田口 仁

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行 書記 伊藤百合子

散会 午後2時22分

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日3月8日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1 一般質問を行います。

初めに、7番、村田桂子君の発言を許します。

件名は 1. 町営住宅の充実改善・増設について

2. 多面的機能支払い交付金の積極的活用をです。

質問席から願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） おはようございます。トップバッターです。私の任期の最後の質問になりますが、よろしく願いいたします。

さて、私の質問は、住みやすいまちづくりの上で欠くことのできない住まいの問題について、住民から寄せられた声を基に質問するものです。

まず、住宅の確保という点で、民間住宅が少ない当町にあって、町営住宅の果たす役割は大きいと考えます。人口増を政策課題として掲げる町の住宅政策について、まずお伺いをいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、村田議員の質問にお答えをさせていただきます。

町は、急速に進みます人口減少を緩やかにするように、第5次立科町振興計画に基づいて各種施策・事業を実施をしております。最近では、皆さんにご案内のとおり、小・中学校の給食費の無償化、また、出産祝い金や奨学金返還支援助成金の創設など、子育て世代や若年層の負担軽減に努めているところであります。

また、ご質問の住宅施策につきましては、令和4年度予算編成の重点指針、「住んでみたい、産み育てたいと思えるまちづくり」に基づく主要施策で、住環境の整備及び支援、特に空き家の活用、宅地造成等を最重要として取り組んでまいりました。具体的な例を挙げますと、旧三葉保育園跡地に令和4年度過疎地域持続的発展支援交付

金事業で定住促進団地整備工事を実施し、8区画の分譲地が完成をしましたので、準備が整い次第、分譲を開始をいたします。

また、教職員住宅を活用し、空き家改修D I Yワークショップを開催し、多くの方に空き家のリノベーションを体験していただくとともに、完成した住宅は、今議会に条例を上程してございます立科町移住促進住宅として活用をしております。

そして、令和5年度予算編成の重点指針に基づく主要施策においても、引き続き居住環境の整備及び支援を最重要として掲げております。

そうした中で、私といたしましては、いろいろな形態がございますが、町営住宅の必要性は十分認識をしております。

以上であります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 今、立科町は町営住宅あるわけですけれども、この現状と課題についてお伺いいたします。特に真蒲団地の方からの訴えがありましたので、真蒲住宅では空いている部屋が見受けられるけれども、なぜ入居募集をしないのか、今後の建て替え計画などをお伺いいたします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

真蒲団地についてですが、真蒲団地は全部で20戸ございますが、老朽化等により今後の方針を検討中のため、募集を休止しており、現在3戸空いている状況でございます。

真蒲団地の今後につきましては、本年度、立科町公営住宅等長寿命化計画を策定しているところでございます。ほかの町営住宅と併せて、修理、改築、建て替え及び増設などにつきましては、今後の町営住宅の在り方を見据えた検討をすることになっております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 部屋が空いていて、町営住宅に入りたいと言うけれども、空いているんだけど、なかなか入れてもらえないみたいなことも聞きまして、そういう状況で真蒲では新しい入居募集はしないんだよということは、住民には周知されているんでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

基本的に空いておる町営住宅がある場合は、随時募集をさせていただいております。また、問合せ等があった場合は、現状空いていないという形で回答をさせていただいております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） やっぱり住んでいる方は、あなたのとこ空いているんだけど、どうなのと言われたときに、答えられない状況もあるので、やっぱり町の方針については、住んでいる人にちゃんとお知らせすべきだというふうに思います。

次に、賃貸料の考え方についてお伺いします。

住宅に住む住民からの訴えによりますと、世帯収入が15万8,000円、まあこれは基本なわけですけど、それを超過したことで、家賃が1万8,400円から3万9,500円にこの4月から上がるという連絡が来たということで、驚いて連絡がありました。その政令月収というのは17万6,565円ということで、今までの15万8,000円から2万6,000円、政令月収では上がったわけですね。1万8,000円ですね、上がり分は。政令月収が1万8,000円上がったんですが、家賃は1万8,400円から3万9,500円にということで、ほぼ倍上がったわけですね。僅かな収入超過で家賃の2倍以上に上がったというのは、あまりにも非情ではないかと。どう考えてもやっていかれないという訴えがあったわけですね。

私のほうにアンケートが参りまして、こんなふうなんですね。「所得で家賃が決まってしまう、お金がないので、夜勤等を増やして、ようやく生活を助けていると。そしたら、家賃でまた上がってしまって、全く生活に余裕がなくなる、苦しくなるというのは納得いかない。役場の方に真剣に考えてほしい。これ以上高くなると、どう計算しても暮らしていかれなくなる」と、こういう切実な訴えがありました。

それで、一体どうしてこんな値段になるんだということですね。政令月収で1万8,000円アップしたら、家賃がなんと2万1,000円以上上がったということです。こういうことがなぜ起こるのか。政令月収とはどういうもので、どういう計算でこうなったのかについて、ご説明をお願いします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

まず、町営住宅の家賃につきまして答弁をさせていただきます。

町営住宅の家賃につきましては、公営住宅法第16条、公営住宅施行令第2条等の規定に基づきまして算出をさせていただいております。また、この算出方法は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じて、かつ近傍同種の住宅の家賃から算出をしております。

また、ご質問の政令月収につきましては、立科町町営住宅設置及び管理条例第2条第1項第6号に、公営住宅法施行令第1条第3号の規定する収入とさせていただいております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 公営住宅法に基づいてやっているんだというお答えでした。

それでは、真蒲住宅の家賃というのは、最大幾らで、最低は幾らでしょうか。それは、それぞれの方の政令月収の何%に当たるのかお聞かせください。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

真蒲団地の家賃に関係しますが、公営住宅法の基準で算出した場合、建築年度等により差がございます。幾つかあるんですけども、一例としてご紹介をさせていただきますと、昭和62年度に建設した物件の令和5年度の家賃につきましては、最高金額が7万4,300円、最低金額が1万7,200円となります。

家賃のほうは、収入ごとに段階になっております。段階ごとに金額等を申し上げますと、先ほど例で挙げた真蒲団地につきましては、政令月収の範囲、家賃の順で読み上げます。0円から10万4,000円では、1万7,200円。すいません。一番高い収入のところでは割合を言いますと16.5%。次に、10万4,001円から12万3,000円の間では、1万9,800円で16.1%。12万3,001円から13万9,000円の間では、2万2,700円で16.3%。13万9,001円から15万8,000円の間では、2万5,600円で16.2%。

現在入所されている皆様で15万8,001円以上の方は収入超過者となりますので、そちらの家賃で読み上げますが、なお、収入超過者の超過年数によって変動をしますので、1年目の家賃ということでご紹介をさせていただきます。15万8,001円から18万6,000円の間で1年目は3万8,300円で、割合とすれば20.6%。18万6,001円から21万4,000円の間では、1年目で4万3,900円で20.5%。21万4,001円から25万9,000円の間では、1年目で5万6,900円で22%。25万9,001円以上は最高額の7万4,300円となります。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） こうした家賃というのは、公営住宅法の算出基準に基づいてつくられたというふうに私も理解しておりますけれども、公営住宅法の中の精神がありますよね。それはどういうものでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） すいません。お待たせしました。お答えいたします。

公営住宅法の精神というか、目的になるかと思いますが、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的ということになっておりますので、こちらの法律なんです。国が社会政策的見地から立法されたもので、国において公営住宅がこの目的に沿うように管理を運営するために必要な規定を設けて、こういう目的にしていると考えております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） その中にある「住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することを」ということなんですが、低廉というのを一体どのくらいと考えるのでしょうか。先ほどの報告によりますと、大体16%から20%が家賃になっているわけですが、低廉というのはどのように考えるのでしょうか。じゃあ、町長、ちょっと低廉というのは一体何%だと思われませんか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） すみません。低廉の定義について私のほうから申し上げますが、広辞苑では、低廉は値段の安いこととなっておりますけれども、公営住宅法では、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としておりますので、社会政策的見地から立法されたもので、国において公営住宅が法の目的に沿うような管理運営をするために必要な規定が直接設けられているというふうになっております。

以上です。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、基本的に町営住宅の家賃につきましては、公営住宅法の規定に基づき家賃を定めているものでございます。割合につきましても、国のほうで定めた割合になっておりますので、ご承知ください。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 私、立科町に引っ越してきたときに、立科町の素晴らしい文化を広げたいなと思って、町のほうで何かそういう紹介する店舗を開けないかなと探した経緯があります。そのときに、大体1万5,000円で貸してもらえたんですね、一軒家を。それ、私、とてもびっくりしたんです。寒川町に住んでいたときは、1万円で借りられるなんてことはあり得ませんでしたので。立科町は住みやすいところだなというふうに非常に感じました。

ところで、この公営住宅法の基づいている数字というのは、東京中心につくられている金額です。この所得、先ほどの方は政令月収が17万6,565円なので、年所得に直すと211万くらいなんですよ。その方は私は低所得だというふうに思うんですけど、その方にとって3万9,500円、22.4%の金額が安いと言えるのでしょうか。ここは、私、間違ったことをやっているとは思いませんよ。国の公営住宅法にのっとり家賃計算ですから。ですが、立科町独自の基準があってもいいんじゃないでしょうか。立科町が暮らしやすいというのは、住宅家賃が安いということも一つあるかなと思っています。

そこら辺で、公営住宅法の基準は非常に高いわけです。それにいろんな係数をかけ

て町の家賃を算出していることはよく分かりますけれども、立科町独自の基準、例えば、収入の10%以下にするとか、そういう独自の政策基準があってもいいのではないかなと思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。これは政策的な問題なので、町長に伺いますが。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 私のほうでお答えをさせていただきますが、いずれにしましても、いわゆる家賃の規定、これは公営住宅法ですし、立科町の基準というふうにおっしゃいましたけれども、立科町に住んでいても、どこに住んでいても、その方の収入に対しての一つの基準というものができているわけですので、それを逸脱してやるということは、やっぱり行政としてできないと思いますが、いわゆる今後そういったことで考えられるとすれば、やはりそのご家庭の、例えば、子育てのような世帯とか、そういったところに、じゃあ、私どものほうで町営住宅のところにどのような支援の仕方ができるのかということは考えられるかと思いますが、基準を逸脱するということは、幾ら都市部、地方部といえども、それを変えるということは私はできないと思います。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 今、逸脱という言葉がありました。私は、立科町の配慮という言葉に置き換えたいと思います。公営住宅法に基づいた家賃設定だということで、間違っただけではないですが、立科町らしい基準があつてしかなるべきかなというのが私の主張です。

今、町長のほうから、子育て家庭なんか支援が必要なときはという、おっしゃっていただいたので大変心強かったんですが、その訴えのあつた方はまだ、一人の方は今年から働き始め、もう一人、中学3年生の子がいらっしゃいます。今後の進学のことも含めて、ちょっとでも貯金をつくりたいということで、夜勤も含めて仕事を増やして収入を増やしたら、家賃もどんと上がったと、そういう訴えなんですね。

それで、私としては、一つは、立科町の基準を設けるべきだという主張ですし、もう一つは、町民に町からこうなりますよというふうにお知らせが来たときに、意見申立てをする権利があると、家賃減免制度があるということを知らせているかどうかですね。この周知についてお伺いします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

家賃の決定等につきましては、意見ができることが条例及び規則等で定められておまして、決定通知のほうのところ、この認定に異議がある場合は、この通知を到達した日から3か月以内に意見を申し出ることができますということで記載をさせていただいているとございます。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 一応お知らせはしているよということですね。分かりました。しかし、

本人たちは家賃が下がるなんてことはとても考えていなかったとか、知らなかったということも言われておりました。

また、なお、特別減免をする場合の場合というのは、どういう場合ですか。そのことをもっと町民の皆さんにちゃんとお知らせしなくちゃいけないと思うんですけども、それについてどのようにお知らせをしていらっしゃるか伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） 減免の関係につきましては、条例等で示されているということで、ホームページで公表しているぐらいしかございませんが、収入等の変化があることが事例的には多いということですので、収入等また勤務等が変わった場合につきましては、ご相談くださいということで、入居時のしおりや収入等の申告の提出の通知のところに、変わった場合は、まずはご相談くださいということで周知をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 町民は町から決定が来たときに、どうしたらいいかというところがこれでは暮らしていられないということで、とても困って私に相談があったんだと思います。今言ったように、特別な事情というのは、やっぱりあると思うんですよね。前年の収入に対して家賃というのは決まるので、その後、例えば、病気をしたとか、家族でいろんな、介護があるとか、いろんな条件が変化することもあるので、そういう場合には、やっぱり家賃の減免ができるということは、権利としてちゃんとお知らせすべきだというふうに思います。そういう点では、ちょっと周知が足りないんじゃないかなということも申し添えさせていただきます。

もう一つ。アンケートを、真蒲住宅に私、アンケートを取ったんですけど、その中で、びっくりするようなアンケートがありました。あなたの家賃は幾らですかと言ったら、6万8,700円だと。それは月収の何%ですかと言ったら、41%だと言うんですね。4割ですよ、家賃だけで。どのようにお考えですかのアンケートに、「上限を設定してほしい」とか、「定年になって、前年度の収入に対する家賃では高すぎる」と、「とてもこれでは暮らしていられない」ということがアンケートとしてありました。やはり現在の暮らしが成り立たないようだったら、公営住宅の意味はないわけですよ。やっぱりちゃんと相談をすとか、相談に応ずるとか、やっぱりそういう意見を申し上げるという制度がちゃんとあるよと書面には書いてあるとおっしゃったんですけど、そういうことをもっとちゃんと周知しなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

なお、アンケートのことでちょっと、公営住宅についてはこんなことがありました。空き部屋がたくさんあるというようなことが、まずやっぱり言われておりましたので、先ほどの真蒲住宅についての方針を、居住者の方にはちゃんと伝えておくことが必要

かなど。老朽化のためにこういうことがありますよということもお話ししたほうがいいと思いますし、「非常に風通しがよ過ぎて大変寒い」とか、「ガタガタしている」とか、様々ないろんな要求があるわけですけど、そういう町営住宅の家賃アンド居住環境についての住民からの聞き取りというのは、どのようにされていますか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

町営住宅、器具の故障だとか損傷に関しては、入居者の方が建設系のほうにご相談をいただいで対応をしているとございます。

また、本年度、長寿命化計画のほうを策定する際に、現場等を確認して、今後、修繕や建て替え等の検討に生かしていきたいと考えております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） じゃあ、ちょっとその生の声ですね。ちょっとご紹介しておきます。

「障子や窓が大き過ぎて寒く、障子張りが大変。家もひずんでいて外れない」「お風呂場の外壁が崩れそうです。窓も大き過ぎる。風が入ってきて寒い」「シロアリの駆除を1回してもらったが、台所や廊下がきしむ」「屋根や壁の塗装が一度もされていないので、雨漏りなど心配です」と、こういう声が届いていることをご紹介しておきます。

次に、同じ町営住宅の問題で、保証人について、私、〇〇のホームページを見ましたら、保証人が必要ですということが書いてありました。この保証人については、たしか厚生労働省からの通達が来ているかと思いますが、連帯保証人については、なくす方向でということが言われているはずですが、そこについてはいかがでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

現状、条例規則等に定めているとおりになっております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） これは直接やり取りしていないので、お話だけにしておきますけれど、2020年の民法改正で、公営住宅の管理標準条例の中から、保証人については求めないというふうに変っているはずですが、もう既に2021年には、18都道府県、17政令市、25中核市、324市町村が保証人をなくしています。やっぱり住宅に困窮する低額所得への住宅提供という公営住宅の目的からすると、保証人の確保ができないために入れないということがあってはいけないということで、これをなくす方向だということで削除されています。これについては、ぜひ削除の方向で考えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

通達等を確認して、町の状況等を含めまして確認はしていきたいと思いますが、
以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） それでは、今度、次の質問にいきますが、町営住宅の募集で、単身者についてはどのような規定になっているのでしょうか。単身者でも立科町に来たい人もいますし、また、実家から独立して暮らしたいという人が、なかなか独身者用の住宅が少なく、町外へ流出する原因になっているということも町民から言われているわけですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

町営住宅に単身で入居できる場合といたしましては、老人、身体障がい者、生活保護法に基づく被保護者等の規定がございます。

なお、子育て支援住宅については、単身では入居できませんので、ご承知おきください。

また、現在、建設環境課で管理しております町営住宅等は、同居する親族がいる世帯向けの建物になっております、面積等ですね。もし単身者に限定した町営住宅を新規に建設するののかについては、本年度、立科町公営住宅等の長寿命化計画を策定しているところがございますので、現在ある町営住宅の修理、改修、建て替え等を踏まえまして、今後の町営住宅の在り方を見据えた検討をしてみたいと考えております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） これから考えたいということですが、ある方は、独身者用の住宅へのニーズが大変高いということでアパートを幾つも造られましたが、全てすぐに入居が決まってしまうという状況です。やはり圧倒的に独身者用の住宅が足りないということはぜひ認識していただいて、次の施策展開に生かしていただきたいと思います。

次の質問行きます。

家賃補助制度の新設をとということです。

別の住民からのお話によると、町外で暮らしていた家族が、子供が小学校に上がるタイミングで立科町に移住したいと町営住宅を申し込んだところ、僅かに収入が超過したことから入居できずに、高い民間住宅に入居せざるを得なくなったということでした。子供連れでせつかく当町にUターンしたいと移住を決意したのに、収入条件が僅かに超過ということで断念したということです。子育て家庭には特別の支援が必要ではないかと。子育て支援住宅は今、いっぱいだというふうに聞いています。そういうことで、別のところの民間住宅に入居せざるを得ない場合、家賃補助が必要ではな

いでしょうか。そのお考えを伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

民間活用をして町営住宅に代わる事業を行う場合につきましては、家賃補助制度も有効かと考えます。まだ現存の町営住宅をどうしていくかということも決まっておられませんので、民間の施設を利用して家賃補助をするのか、それとも、町営住宅を充実していくのか等まだ決まっておられませんので、今後の町営住宅の整備状況を踏まえて、必要に応じて検討してまいります。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 必要に応じて検討ということですが、必要は大変あるわけですね。立科に戻ってきたい、また立科で暮らしたい、そういうニーズに町がなかなか応え切れていないというのが、私だけではなく同僚議員から何回も質問があったところです。やっぱり積極的に住居を確保して受け入れる、そういう施策展開がどうしても必要だというふうに思います。

それで、今の場合、2つ考えられると思うんですよね。一つは、収入超過世帯で町営住宅には入れなかった人が高い民間住宅に入らなきゃいけない場合。もう一つは、所得基準は町営住宅に入る基準を満たしている、つまり15万8,000円以下であるにもかかわらず、空きがなくて入れない。この2つのタイプがあると思うんですが、とりわけ所得基準は満たしていながら、空きがなくて入れないという人に対しては、即すぐに民間住宅と立科の、例えば子育て支援住宅との家賃の差額を補助すると、そういう制度が必要なんじゃないでしょうか。それは負担の公平性というか、あるいは、町民に対する施策の公平性という点からも考えられると思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

議員のご意見ということで承っていきたいと思いますが、やはり民間のアパートにもいろいろな物件があると思います。その物件を全て町営住宅並みの家賃でいいのかというのも検討しなければいけない部分かと思いますが、今後の町営住宅の在り方の方向性を出してから検討になるかと思います。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 町長に伺います。両角町長は、子育て支援には本当に力を入れてこられたというふうに私も評価をしているところですが、まさに子育て真っ最中のご家庭が町に移住する場合の支援策として、本来子育て支援住宅を用意したんだけど、ここも満杯で入れないというような状況を見たときに、その収入基準に合っているご家族に

は、行政の公平性の観点から、特にここに特化した子育て支援住宅並みの家賃になるような支援策が必要ではないかと私は思うんですが、町長のお考えを伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

先ほど来、私も答弁の中でも若干触れましたけれども、今後、今ある町営住宅、現存の町営住宅のいわゆる建て替えだとか、修理だとか、いろんなことが考えられると思いますし、それから、もう一つは、これから町営住宅が必要であるという判断をすれば、そのときに、例えば、家賃補助ができるかどうかというのは、これはいろんなケースが考えられると思います。そういったものを総合的にやっぱりしっかりと勘案する中で検討をして、それで、立科町方式ということもありますけれども、やはり町民の皆様が誰が見ても、やはり公平性がある程度は保てないと、ただ単に収入がないとか、あるいは、若いからだけで家賃補助をするだけがいいのかということも含めて考えなきゃなりません。ただ、やはり移住定住というものは大きな課題でありますので、これらをクリアしていくためには、やはり住むところをしっかりと確保するためのそういった家賃的なものを含めて、これから考えていきたいなというふうに思います。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） ぜひ子育て支援ということであれば、家族連れはもちろんですが、独身の方も、うちの町は本当に住宅に対して考えてくれているなと思われるような町にさせていただくと、インセンティブが高まるんじゃないかなというふうに思いますので、期待したいと思います。

最後に、これは追跡質問ですが、町営住宅の増設についてなんですが、その中で、空き家活用のリフォーム型賃貸住宅というのを、以前、私も提案をいたしました。特に都市部からの移住者向けということなんですが、空き家を町が買い上げ、あるいは借り上げ、借りてリフォームして賃貸住宅にすると。都市部の方はテレワークで仕事をしながら田舎に暮らしたいという要望が大変強いんです。庭つき、畑つきの高条件で、10年間は住んでもらうように、リフォームした金額を120か月で割った家賃にすると。そういうことを地域おこし応援隊の仕事としてとか、そういうのをやったらどうかなというのも新しく提案したいわけですがけれども、以前質問をしましたが、その進捗状況について伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

令和3年6月定例会の一般質問で、高知県梶原町の移住定住促進住宅等を例に、空き家を借り受け、または譲り受け、町がリフォームして移住者に提供することについてご提案をいただいております。また、このことについては、まちづくり創生会議移住定住促進部会からもご提言をいただいております。

企画課が移住者の住居環境の整備として空き家の利活用を進める中で大きな課題は、空き家自体の件数は多いのですが、所有者等に空き家の活用を望む方が少なく、そのため、空き家バンクの物件登録数が少ないことであります。

そこで、空き家活用のモデルとして、活用のイメージを具体的に示すことで、空き家バンク物件登録の促進につなげる取組として、地域おこし協力隊の協力の下、空き家D I Y i n 立科2022と題し、住宅改修D I Yワークショップを開催し、併せて改修を行い、2世帯分の住居を確保する移住者向け長期滞在住宅整備事業を本年度進めております。これは、議員やほかの議員さんからのご提案や、まちづくり創生会議のご提言等を踏まえて計画したものでございますが、住宅改修D I Yワークショップの開催を目的としていることから、町の建物がよいと考え、旧上青木教職員住宅2戸を活用しております。

まずは、住宅改修D I Yワークショップの開催による周知を図ってまいりたいと考えております。空き家を借り受け、または譲り受け、町がリフォームして移住者に提供することにつきましては、事業の実施団体や運営方法等を引き続き検討してまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 検討事項を一部実施をしていただいているということなのですが、町の場合はやりやすいですけど、民間の場合は、やっぱり誰が承継者かということも含めて、そういう、まあ戸籍調査じゃないけど、追跡調査が必要になるわけですね。それは、民間ではとてもできないんです。やっぱり町が誰が相続人かということも含めたそういう個人情報を持っているものですから、そこはやっぱり町の役割は大きいかなということを申し上げて、ぜひ推進をしていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

先ほどちょっと確認ですが、小諸市に住んでいる母子が、立科町の町営住宅に申し込んだんだそうです。そうしたら、住民でなければ駄目と言われたと。これは移住政策に反することなんじゃないかと思うんですが、そういうことはありませんよね。そこを確認です。よそからも申込みができるんですよね。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

ちょっと議員の今おっしゃられた案件が、ちょっと内容が不明でございますが、基本的に町営住宅に申し込む入居時の要件に満たしておれば、申込みができます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 誰でも収入条件が満たされていればオーケーだということだと思います。じゃ、次の質問に移ります。

2点目です。多面的機能支払交付金の積極的活用をということです。

最近、JA長野の農業研究所の所長さんである小松泰信さんのご講演を拝聴する機会があり、改めて農業・農村が多くの機能を果たしているというお話に確信を持つことができました。このところの豪雨、酷暑、温暖化などは、専ら工業の発展によるCO₂の排出がもたらしたものであり、持続可能な地球をつくる上でも、農業の果たす役割は大きいと確信したものです。そうした科学者や農業学者の研究もあり、多面的機能への支払交付金というのが交付されるようになったと考えています。先生は、「農業・農村の果たしている多面的な機能への国からの交付金ですから、農業・農村維持に必要な作業に対する対価として、当然のこととして受け取っていいし、もっと増やせと言っていいんです」と励ましてくださいました。私もこの言葉に力を得て、今回の質問につなげています。

そこで、立科町にも多面的機能支払交付金が交付されているわけですが、町の全地域が対象であるにもかかわらず、支払交付金の請求がされていない地域があると聞いています。町はこうした事態をどう見るのか、どうしたら全地域を網羅できるのか、町長のご見解を伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

この多面的機能支払事業でありますけれども、国土・自然環境の保全、水源涵養、良好な景観の形成等、農業・農村の多面的機能維持・発揮を図るためには、行われている事業が中山間地域と直接支払事業とともに地域の主体的な共同、ここですが、地域の主体的な共同活動に係る支援を行うというのが、この事業のあれですけれども、ものであります。

この多面的事業は、大きく3つの活動に対して交付されるもので、1つ目は、水路の泥上げ、農道の路肩維持などの地域資源の基礎的な保全活動ですね。地域資源の基礎的な保全活動。2つ目は、水路のひび割れ等、軽微な補修や農道の部分補修などの地域資源の質的向上を図る共同事業ということで、いわゆるこの2つ目のやつは、質的向上を図る共同事業になり、3つ目は、未舗装農道の舗装や素掘り水路からの更新など、いわゆる施設の長寿命化のための活動ということでありまして。この3つが、この活動の大きな事業の目的であります、これに対してのものであります。

そこで、この交付金の財源内訳は、国が50%、県が25、市町村も25ということで100%になりますけれども、よって、農家の金銭的な負担なくできる事業ではあります。

この交付金を受けるためには、地域共同で取り組む活動を実施する組織が必要であります。まず、基本的に、地域共同で取り組む活動が必要だということでありまして。

そして、事業を対象とする農地等では、地権者や耕作者の同意が必要ですし、取り組む活動については、何より地域での合意形成がなされなければなりません。合意形成がされなければ駄目なんです。

町としましては、制度開始当時において、全町的に説明会を開催しておりますし、地域での合意形成がされた地域として私どもは捉えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 立科町の現在の対象となっている田畑、草地の総面積と、本来交付されるべき金額は幾らか、それぞれの面積と交付額合計を示してください。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

令和4年度の参加組織は9団体となっております。

対象の申請面積は、水田で392ヘクタール、畑で210ヘクタール、草地で0.53ヘクタールの合計で603ヘクタールとなっております。

交付金の概算支払額は全体で3,277万円ほどであります。一番多い組織で167ヘクタール、約1,000万円の交付額となっております。

この交付額につきましては、要望額に対しまして、農地維持支払に係るものと資源向上支払に係るものは10割交付となっております。

しかしながら、資源向上のうち、長寿命化に係るものについては満額とはっておりません。国の配分額により県全体で調整がかかるため、年度により違いがありますが、本年度については約7割の交付額となっております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） これは、9組織から上がってきた対象の面積、また金額だというふうに認識しております。

それでは、仮に全町が対象だとすれば、一体どのくらいの面積、どのくらいの交付金になるでしょうか。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

当町の農地面積、水田は792ヘクタール、畑は257ヘクタール、樹園地は231ヘクタール、合計で1,280ヘクタールということになっております。

全体の交付額ですが、試算はしておりませんが、多面的機能支払交付金によりますと、水田の場合、農地維持の場合は10アール当たり3,000円、畑は2,000円、草地は250円、また資源向上とか長寿命化、加算がされておりますけれども、それを加算した金額となっておりますので、ご理解頂きたいと思います。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 先ほどの面積で割ってみますと、カバー率は47%なんです。つまり53%は対象になっていないと。実際に草刈りや水路の掃除とかやっても、それを交付の申請をしていないということが明らかとなっております。

それでは、人的配置でさらなる活用をとというのが主な内容なんですけれど、12月議会でも、同僚議員から提案があったものです。この間、地域組織が10組織から9組織へと減少しました。解散したわけですが、その理由をどのように考えているかということですか。

私、実際に、その提出書類を見せてもらいました。大変な事務量で、こんな分厚いものになるんです。パソコンを使いこなせる技量と、その都度記録する緻密な事務作業が必要です。人的な配置で全地域を網羅する体制をつくるべきではないかということが、同僚議員も質問されました。私も同様です。人の配置、事務用機器、必要な消耗品あるいは場所も含めて、全て交付の対象になると聞いています。

小諸市では土地改良区が一括で事務を統括していますし、飯島町では一手に引き受けて——町内の全てのね——活動をやっているところもあるというふうに聞いております。

こういう点で、既に一番多かったときから比べると、先ほどのカバー率は47%ですから、実際に様々な農地維持保全活動をやっても、交付金の申請ができない地域が53%もあるということですよ。このことをどう考えるかです。

町長は長く土地改良区のお仕事携わっておられて、ずっと、蓼科山からの水の恵みが立科町の発展の礎だということで随分ご活躍になったと思うんですけれども、これからこうした水路補修なんかも含めた農業の用水路なんかの更新・改善なんかもとても重要になってこようかと思うんですが、こういう問題について、53%がカバーされていないということをどうお考えになるのか、お伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

私、改良区にいたからどうのこうのということではなくて、今回の事業の性質上、先ほど私申し上げましたけれども、やはり地域の合意形成がなければなりません。参画する意思がなければ駄目です。

というのは、行政がやろうと、地改良区がやろうと、少なくともその地域の皆様方が合意形成をもって組織づくりをする、その上に立って、事務的なことだとか、工事の発注だとか、いろいろなことがあるかと思えます。それは、今、飯島町だとかいろいろなケースがご紹介されましたけれども、こういったところも、基本的にはまず地域の土台があって、そこから出てこなければ、その上に成り立たないんです。

ですから、何度も申し上げますけれども、この事業そのものをいわゆる仕組んでいく、組織をしていくという中で、行政がやる、土地改良区がやると言いましても、その末端であるそれぞれの地域がその意思を示さないあるいは同意しないということ

になってくると、その合意形成が得られないわけです。このことを当初申し上げましたけども、行政としては、全庁的にいわゆる説明会を開き、その意思を確認をしたわけです。

もう一つは、立科町の持っている特質です。それは、議員、全てのところが同じ条件ではないです。広くて平らなところで、大きな河川から取り入れている地域もあります。しかし、私どものように、山から限られた水を引っ張ってきて、それを本当に必要なところに必要な水が行けるかどうか分からないような状況の中に、ため池を利用しながら使っているという、非常に年間降雨量の少ない、非常に乾燥地帯でありますので、そこには、その水の使い方というのは歴史があります。この歴史をもって各地域が水の配分をしているわけですので、一概に行政や土地改良区がそこに行って全てを取り仕切るということはできませんし、また、それについて、事務的なことも含めて、もちろん事務的なことはこれからも質問があるかどうか分かりませんが、町側のほうにという話もありましたけれども、これは再度確認する中では、私たちにやらせてくださいというところももう9割以上あったわけでありまして。そういったことを含めて考えると、行政がやらなかったとか、土地改良区がやらなかったとかということではなくて、そういうことの一つの歴史や経過がございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 町長がおっしゃることはもっともなことなんです。だから、行政が応援するからぜひその地区で作ってくれよと、そういうことをやるが必要なんじゃないのってことなんです。みんな高齢化になって、なかなか事務作業ができなくなってきて、断念しているという話も聞いています。大変な事務量ですから。事務をもっと簡素にしてもらいたいという要望もあります。そういうことがちゃんとできるように、事務に、例えばそれを専らとする地域おこし協力隊募集してもいいわけです、多面的機能支払交付金の事務を専門でやってくれよと。それは町でなくたっていいわけです。この交付金の中で人を雇い、やればいいわけですから。

例えば赤沢、和子、中原、日向みたいな南部地区とかは一定の程度のまとまったところで、今組織されてなくてもかつてやっていたところをやらないかいと、町が応援するよと。そういう形で支援して、住民の合意をつくってもらって、立科全町に、水路も含めて農地や保全をちゃんとやれるように応援すると、その姿勢が必要なんじゃないかなということ、私、申し上げているんです。町を責めているんじゃないですよ。住民がだんだん高齢になって、できなくなっているところを、皆さん安心してくださいよと、そういう意思があるところは町が応援しますという姿勢を示すことで、じゃあ、俺んともやってみようじゃないかとか、1つのとこでやるの大変だからみんなやってみよう—広域化ですよ—そういうことも含めた住民の合意形成が進むんじゃないですかということをお願いしているところなんです。

やっぱり、蓼科山から水を引いてきて、主な太い幹線は土地改良区がやっていますが、枝線はみんな地域の皆さんが補修したり掃除したりやってるわけです。そこを、できなくなってきたところをどう支援するのかということで、町が、さっき地域おこし協力隊申し上げましたけれど、どういう形でも、事務に堪能なあるいはそういうことに詳しい人を募集して事務を応援するよと言えば、じゃあ、改めてやろうかということになるんじゃないですかと。それが、国土を保全する——小松先生は、農業・農村というのは平和的国防産業だとおっしゃいました。土地を維持し、防災の役割も果たしということです。ぜひ、そのところは、町の役割として、そういうことを支援するから合意形成やろうじゃないのと、農地の保全、水路の補修、そういうことを取り組もうじゃないかということをやすべきではないかというふうに思うんですが、もう一度、そこをお願いいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 繰り返しになる部分もございますけれども、いずれにしても、今ある、先ほど申し上げましたけれども、各地域のそれぞれのありようが違います。管理の仕方も違います。全て土地改良区が担っているわけでもありません。かといって、地域が全てを担っているわけでもない。場所によっては、個人的な、いわゆる取水口のところも何か所もございます。いろんなケースがあります。

これらのケースをしっかりとそれをまとめてやっていくということになれば、先ほどより申し上げていますけれども、しっかりと地域の合意形成、それぞれの皆さん、同意がなければなりません。土地を持っている人の所有者の権利、そしてまたそれらを管理している皆さんの日頃の維持管理に対する姿勢、それと組織のありよう、こういったことをそれぞれの地域で抱えているわけです。今、議員おっしゃっていただいたように、確かに今は人口減少、そしていわゆる後継者不足というようなこともあって、地域にとってみれば、これからの維持管理をどうするのかというのがあります。このことはそのこととして、しっかりとこれから行政も意を持っていかなきゃいけない部分はあるかと思えますけれども、それにしても、地域の皆様方とやはりしっかりとしたコンセンサスを取るためには、一番のもとであります、そこにある農家、農家でない皆さん含めて、全ての町民の皆さんのやはり合意形成が必要になってきますので、その辺も含めて、今後の一つの課題であろうというふうに私は思っております。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 時間もないので、ぜひ、今後さらに高齢化が進みますので、一層、町の事務的な支援は必要だよということは申し上げておきたいと思えます。

次に、今、改善についての要望を承ってきました。交付金支払いの時期が遅すぎるという指摘がありました。以前は8月下旬から9月に交付されていたものが、今では10月下旬に8割、残りを2月中旬に交付されているということで、実際、8月頃全額交付されれば工事の発注が速やかに行われ、農閑期に入ったときすぐに水路補修など

の工事ができると。交付時期を早く一括交付をしてほしいという要望が寄せられました。また、2月頃交付されても、結局発注業務が間に合わず、工事ができないなど、作業が計画どおりに進まないそうです。

2月などの厳寒期前に工事が完了しないと、コンクリートのセメント量を多くしたり、作業時間も長くなって工事費がかさむと言われました。水路関係の補修などでは、10月から12月で終わらせるのが理想だと、しみないうちに。特に、小規模な修繕については地元の工務店にお願いすることが多いという点では、早めていただいて、年内にちゃんと支払いができるような、そういう行程にしたいということをおっしゃっておられました。このことを、ぜひお伝えをしておきたいと思います。

改善についてこういう要望があって、改善への要望があるわけですが、これについて一言お願いします。早くお願いします。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

まず最初に、先ほどの村田議員さんの認識がちょっと違っていたところがありますのでお話をさせていただきたいと思いますが、全て立科町、多面的でやっているわけではありませんし、中山間直接支払事業で対応している地区もあります。それについては23組織、137ヘクタールの面積がそれで対応しておりますので、ちょっと認識が違うのではないかなということだけお話をさせていただきたいと思います。

また、交付金の支払いタイミングについてでありますけれども、これは国県の補助事業でありまして、年間スケジュールや事業の制度にのっとり交付をしているところもあります。要望につきましては、引き続き、県を通して国等に働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 中山間の支払交付金のことは承知していますが、今回は特に多面的機能で、網羅できないところをちゃんとやれば、ちゃんとお金がその分、国から交付される。せっかくのチャンスを生かすべきではないかということを申し上げたまでです。

最後に、質問時間ありませんので、農村・農業の維持発展のために何をなすべきかと、課題をどう捉えているかと。特に、物価高騰対策、それから稲作なんかの高齢化についてどう対応するかということ伺って終わります。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） 物価対策は、これ、通告にはなかったかと思いますが、農業・農村のさらなる発展ということよろしいでしょうか。そういうことよろしいでしょうか。

いわゆる、これからについては、高齢化に伴い、自力で作業ができない耕作者に代わって作業をするといったようなことも提案の一つにあったかと思いますが、町といたしましては、組合も含めた地域内の担い手農家に、引き続き、引き受け手と

なっただくよう、これからまた農業委員会でも地域計画といったものも策定をしなくちゃいけないといった中で、そういったものを支援をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） これで終わりです。これで、7番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**1番、今井健児君**の発言を許します。

件名は **1. 可燃ごみ処理されている使用済み紙おむつについて**です。

質問席から願います。

〈1番 今井 健児君 登壇〉

1番（今井健児君） 1番、今井健児です。通告に従い質問いたします。

可燃ごみ処理されている使用済み紙おむつについて、日本は、総人口における65歳以上の高齢者の割合が28.4%、これ少し前ですけれども、2019年総務省が推定した数字であります。今後、要介護になる確率が高いとされている75歳以上の人口が急激に増加するかと思えます。

我が立科町では、2025年、3年後になりますけれども、65歳以上が総人口に占める割合が約40%近くになります。現在も既に働き手不足や高齢者が高齢者を介護する老々介護など、解決しなくてはならない深刻な課題が山積みであります。そして、紙おむつもその一つの課題であるかと思っております。

紙おむつのやっかいな点でありますけれども、まず重量が4倍に増える。これは、し尿を吸収するからでありますけれども、さらにその水分を多く含むことから、焼却施設の燃焼効率を悪化させ、二酸化炭素排出量増加の要因になります。また、助燃材を投入して火力を高める必要があるため、焼却設備の短命化にもつながると言われております。

2015年の国内における処理量は191万トンから210万トン、これは一般廃棄物排出量の4.3%から4.8%、約5%に相当し、さらに今後であります、2030年には処理量が245万トンから261万トン、排出量の割合も6.6%から7.1%、約3%ほどの上昇が試算されています。

こうした現状を受けて、環境省でありますけれども、2020年3月に使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを公表しました。地区町村などが衛生的な処理

をした上で使用済み紙おむつの有効利用を検討するように促しております。

平均寿命が延びたこともあり、大人用紙おむつを利用する人が年々増加しております。2018年の国内生産量を見ると、その総数は84億枚に及んでいるそうです。これ一つの問題になってくるかと思うんですけれども、これを逆手にとる質問を今回したいと思っております。

前回の質問でも町が進める温泉館へのバイオマスボイラーの質問もしました。後ほど合わせて質問をさせていただきたいんですけれども、地域資源の有効活用は自治体としての1つ目の役目とも思いますし、循環型社会の推進は豊かな自然とともに、安全、安心なまちづくりになるかと思えます。

そこで町長に質問をします。この今後増加するであろう使用済み紙おむつを廃棄物から燃料に替え、エネルギーの地産地消を行い、循環型社会の推進、そしてさらなるごみの減量化、資源としての有効活用、環境負荷軽減へと立科町で取り組んではと思いますが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、今井議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、国は高齢化に伴い、大人用の紙おむつの消費量が増加しており、使用済み紙おむつの多くは市町村等の廃棄物処理施設において償却処分されておることから、使用済み紙おむつがパルプ等に再生利用が可能であることから、いわゆる令和2年3月に使用済み紙おむつ再生利用等に関するガイドラインを策定しました。先ほど議員おっしゃったとおりであります。

現在、立科町において使用済み紙おむつはほかの可燃ごみと一緒に収集され、佐久平クリーンセンターで、佐久市、軽井沢町、御代田町ほか南佐久郡の町村の可燃物と一緒に焼却し、償却したときの熱を利用して発電したり、償却灰は路盤材等に再利用しております。もし、使用済み紙おむつだけを別に処理して有効活用するとなると、現在の枠組みである佐久地域循環型社会形成推進区域計画及び立科町一般廃棄物処理基本計画の見直しや分別方法の変更を伴う場合は、町民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠であります。検討するにしても時間をかけて、丁寧に進めていかなければならないと、基本的に考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） そういった計画がやはりもとの進めていくものだというのは理解しております。また、今、町長おっしゃった、丁寧に進めていかなければいけませんと、そのとおりだと思うんですけど、そのちょっと今解釈ですと、今後、進めていきますよ

ということによろしいでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

いわゆる時間がかかるということはあると思います。ですが、こういった、いわゆる再利用、いわゆる循環型ということは、今後の環境問題も含めて必要であるというふうに思っておりますので、今後、それぞれの組織、そしてまた、広域的な部分ございますので、そういったことと町民の皆さん、先ほど申し上げたように、理解が得られなければなりませんし、ご協力が必要であります。企業も同じです。

こういったところをしっかりとクリアしていかないと、すぐにというわけにはいきませんが、基本的にはそういう方向に今後いかなければいけないのかなとも、私は思っております。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 今日の質問なんですけれども、すぐやれと、そういうことではなく今後、見えている、目の前にある課題を町がどういう、町長がどういう姿勢で考えているかということを知りたかったので、とても今、前向きなお答えでよかったんですけれども、佐久の広域とかで考えても、今後、このごみの量というのがどうなっていくんだろうと、すごく私心配しているところなんです。

後で年間の排出量とかは課長にお伺いするんですけれども、今コロナ禍、落ち着いてきて少しずつ回復してきている中、数字はここずっと少しずつ減っている、それは経済が停滞したと、低迷したところが要因としてあるのかなというふうに思います。

これ仮に前のような状況で経済が回復していく、また今、立科町が進めている観光です。そういったものが伸びていくような形になってくれば、これ事業系も入ってごみも増えてくる。そして、さらにこの高齢化で紙おむつの、いわゆるごみの量というのは必ず増えてくるかと、少なからず思いますので、私が言いたいのは、町として当然町民の皆さんにご協力をしてもらっている政策があるのは分かっております。

ただ、安定的に減量をしていくと、そういった社会、先ほど言った循環型社会、そういったものは、やはり個人ではできません。町として当然クリーンセンターありますけれども、この町独自です。クリーンセンターのほうで当然私たちのごみが発電にかかっているというのは分かっています。それが売電されているということも、課長とお話をして分かってはいるんですけれども、そこはどどこがやっているのかとなったときには、立科町がやっているとはならないわけですよ。

私は、これから先は、やはりこの地域、蓼科山から流れてくる水、そしてこの土、そこで営みが形成されるこの地域がどういう社会を作っていくかということが非常に重要だと思っていますので、やはり、今後は立科町が独自の社会をつくっていく必要があるという観点から質問をさせていただいているんですけれども、今後、必要だということで、町長とも認識のほうがありましたので、そうした安定した減量化をす

べきじゃないかというところで、次の質問に入っていきたいんですけども。

今、環境省のほうでガイドラインが出ましたという話をさせてもらったんですが、これ国交省でもアプローチしています。そのアプローチが、簡単に言いますと、下水道に流して解決しようと、そういったアプローチを今、進めております。3タイプ、A、B、Cタイプということであるんですけども、環境省のほうは逆に、昨日町長も言ったんです、回収して、資源化してと、そういった形でそれぞれ違う形であるんですけど、取組のほうがもう実際始まっていると。

これは、課長のほうも、担当課長のほうもご存じかと思うんですけど、これ別に今、急に始まったことじゃなく、先ほども申したとおり2020年3月にガイドラインを作成した。もうその前からこれ、国のほうで動きが行われていたわけです。先ほども言ったように、当然2025年から問題もあるように、この紙おむつのごみ問題というのは、前々からやっぱり分かっていること、対応しなければいけないことというふうに捉えています。

そういった中、建設環境課では、こういった動きを課でどのように話し合っただのような見解を持ったかお伺いします。

議長（田中三江君） 建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

まず、建設環境課といたしまして、このガイドラインについての検討状況でございますが、検討自体はまだ行っておりません。もし、このガイドライン等を検討するとすれば、使用済みの紙おむつの再生利用等の実施について検討を行うのであれば、令和6年度において立科町一般廃棄物処理基本計画の改定のときになると考えております。

国のほうでガイドラインもできたということもありますが、今後も情報収集に努めてまいりたいと考えております。

また、課としての見解になりますが、環境省では、令和2年3月に示された使用済み紙おむつの再生利用等のガイドラインでは近年、分別収集した使用済み紙おむつを殺菌等の衛生的処理をした上で再生利用、熱回収に取り組む市町村が現れつつあります。これらの市町村や今後の使用済み紙おむつ等再生利用等の実施に向けた検討を進めつつある市町村に、適正処理を確保した上で再生利用等の導入に向けた検討のために、検討の流れ、取組事例、関連技術、関連規制等を整備した使用済み紙おむつ再生利用事業の際の参考となるガイドラインとしてこちらでは捉えております。

今まで紙おむつの現状、再生利用というのは検討していなかったんですが、紙の再利用、細かい分別によるリサイクル等に、町はごみの減量化に努めてきたところでございます。

以上になります。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 先ほども言ったんですけど、減量化に努めている町民の皆さんにという、そこは分かっています。その安定的な減量化というところで捉えていただきたいんですけども、こういった国が方向を示している、その方向性がいいのか悪いのかということはもちろん別として、ぜひ担当課ではしっかりそういった将来、未来を見据えた上で、検討していく、時代と一緒に照らし合わせていくっていうんですかね、そういったことが必要ではないかと。

策定します、じゃあそのときに果たして間に合うのかと、そこからやっていきましようとなったときには、政策として行うには、かなりの時間かかるわけですから、もう前段階でそこに光があるのかないのかって、そういった判断は研究しながら、そのときに、その計画をつくる時にそういった質問が飛び交ったときには、もう調査済みだと、これはこういうことだから町に合わないよと、合わない、合う、合わないのであればやる必要は全然ないと思うんですけども、少し光があるのであれば、やっぱりやっていくべき、そこには時間がかかるわけですから、ぜひ今、若い職員もいますから、常にそういったアンテナを張って、この町にはどれがふさわしいんだっていう、そういった模索を課でやっていってもらえたらと思うわけですけども、町長、ここで取組を行っているところがあります。

今回、なぜこの紙おむつに焦点を当てたかという、ちょうど後にも触れるんですけど、バイオマスボイラーの熱源を、間伐材、そういった廃材を使ってやっていくという方向の予定になっているわけですけども、そこと、ちょうど今、私が紹介するところは、紙おむつを熱源として、実際に町の温泉施設に熱源として使っていると、これ10年以上前からなんですよ、そういった事例があるんですが、鳥取県にあります伯耆町という町です。

人口1万1,000人なんで立科町よりは少し多いわけですけども、10年以上前からバイオマスボイラーの燃料として、燃料化装置というものを導入してやっております。この伯耆町のきっかけは、もともと合併があったんですけども、もともと2つの町でそれぞれ焼却施設を持っていたと。これを1つにするためにごみの減量化が必要でしたと。そうして探していく中で、このボイラーの、紙おむつの減量化と併せて、さらに資源化という形を取ったという方向で、ちょっと歩いてきているわけですけども、実際これ立科町の数字に置き換えていないので、全く、聞いてもらうだけでいいんですけど、簡単に言いますと、その装置が1人の大人が出す紙おむつの量が1.2キロ、その100人もできるということで、約120キロ対応できる装置、これが2,500万円ぐらいだということですね。これは、業者さんにも確認したら、その装置だけですけども、2,500万円です。

実際、今立科町がどれぐらいおむつを出しているかと、これ課長との打ち合わせのときに調べたんですけど、今現時点ではおよそ10トン、年間で10トン出てきます。これが結局、すみません、年間で70トンでした、すみません、70トン。で、先ほどの

私の前段のお話ですと、パーセンテージ上がりますんで、約100トンぐらいには年間増えます。この100トンがこの装置で間に合うのかどうかということは、研究していく中でぜひ調べていただきたいんですけども、少なくともそういった小型のものがあると。そして、またもう一つ、もっと大きなものもあります。伯耆町は実際600キロというもの2台使って稼働させています。これは、一台は自分の町だけでやっているんですが、この町でやっているのも、保育園、介護施設、町民の皆さんから回収はしていません。施設での利用。そして、もう一台は隣町、そういった介護施設からごみももらって資源化していると。まずは1台でスタートしたわけです。途中からさらに隣町との連携でしょうか。そういった形でもう一台導入して、今、実際稼働していると。

私、直接の伯耆町の担当課の方と今回ちょっとお話させていただいたんですけども、かなりの反響が今あるそうです。実際、この辺ですと、新潟の十日町もやっています。紙おむつの資源化というものなんですけれど。今、海外のほうも注目をしていると。日本はいち早く高齢化社会を迎えているわけですから、先行事例としてやっばり海外のほうも目をつけるんだらうなと思うんですが、実際、運転していてどうなのかということところは、とんとんぐらいか、リアルな話ですけども、3割削減というふうには資料では言っているんですけど、3割削減からとんとんぐらいかないというふうには言っておりました。

実際、減量化、そして資源化、経費的なものもとんとんというところであるので、全体的に循環型社会を形成するという意味ではプラスなのかなというふうには、私は判断しているんですけども、そういった取組をもう既にやっているところがあるということで、ぜひ町長、また課長等もいいですけども、研究のほう、進めてもらえたらというふうに思います。

次の質問ですけども、町の現状とこれからの課題ということで、さきにもお話をしましたけれども、昨年のごみが減っている数字は出ているかと思うんですが、課長のほうで、現在、年間の可燃ごみの総排出量、また減量化への取組、そして今後の見通し、第5次立科町振興計画の目標、1,945トンに対してどのように達成できているかをお伺いします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、お答えをいたします。

まず、可燃ごみの排出量の状況についてです。直近2年間の可燃ごみの排出量は、令和2年度で1,426トン、令和3年度で1,409トンとなっております。立科町一般廃棄物処理基本計画の令和3年度の推計値、予測値が1,516トンですので、推計値よりは少ない状況となっております。

次に、減量化への取組についてでございます。減量化に関する町の取組といたしましては、生ごみの資源化、減量化、紙類の資源化をシフトとして推進しております。

廃棄物の総排出量の実績といたしましては、令和2年度は1,936トン、令和3年度は1,865トンとコロナ禍の影響と人口減少のため、ごみの排出量は減少傾向であり、第5次立科町振興計画で設定した目標値である1,945トンクリアする総排出量となっております。

今後の計画の見通し等も含めてちょっとお話をさせていただきますと、5次の振興計画の今の分まででよろしいですかね。

以上になります。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 総合戦略の評価員でもAと、実際この町でもAの評価をいただいているものは少ないというところで、減量化が着々となっている。それで、町長、生ごみ大型処理機導入と、あれも非常に効果はあるのかなと思っております。

伸ばせるものはやっぱり伸ばしていきたいですし、先ほど言った、今後増えていくということなので油断はできない、減量化は進めていかなければいけないと、そういった流れもあるかと思えます。

最後の質問に入っていきたいんですけども、令和7年度からですか、第6次立科町振興計画、今ちょうど企画課のほうでもアンケートを取り終わって公表をして、これからしっかり進めていくという形になるかと思うんですけども、ちょっとここで企画課長へ質問したいんですけども、来年度予算の中で、温泉館のバイオマスボイラー導入診断調査と盛り込まれていますが、これどのような調査かお伺いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

バイオマスボイラー導入診断調査の委託料につきましては、前回の定例会で議員の一般質問、バイオマスボイラーの検討についての中で、町長が申し上げました、主に町有林野の主伐、間伐等により発生する溶剤とならない木材をチップ化し、ボイラーの燃料として利用することで温暖化対策にとどまらず、資源の有効活用やエネルギーの地産地消にもつなげることを目的に、権現の湯での木質バイオマスボイラー導入の検討の一つとして進めるものでございます。

具体的には、熱需要の詳細調査及びボイラー基本設計でありまして、必要な熱量を算出し、施設に適したボイラーの大きさや燃料チップの使用料等を把握し、基本設計を行い、設備の規模やそれに係る概算費用等を見積もるものであります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 私、それを進めるの大賛成であるんですが、先ほど、課長が言ったそのボイラーの基本設計というところと、あと規模というところなんですよ。確かに間伐材のいわゆる用材とならない木材ですか、すみません、をしっかりと乾燥しなければやっぱり燃えにくいと。そういった設備ももちろん必要ですし、随時、安定した供給

が必要だと。

それが、私、次の町長にちょっとお伺いしたい質問なんですけど、最初に言った、この紙おむつを、いわゆる資源化、細かくして乾燥して機械からこう出てくるわけですけれども、これがバイオマスボイラーの熱源として使えと、これがこの温泉館のこれから進めようとするものと、合わせて一緒に事業として行くと。一緒にというか並行してというところなんですけど、これ非常に有効なんではないかというふうに思うわけでありまして。その辺、町長お伺いしたいんですけど、いかがですか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

先ほど、課長のほうから申し上げましたとおり、権現の湯の木質バイオマスボイラーということで計画をしていくわけでございますけれども、木材のチップをボイラーの燃料とするのが基本というふうに、現在想定をしております。議員おっしゃる使用済み紙おむつ燃料として利用することについては、やはり現段階では多くの課題があるというふうに思われますし、これらを本当に取り入れていくということになりますと、端的な問題もありますが、いずれにしても権現の湯に今住むというわけには、答えにはなりません、ご提案としてしっかりと承っておきたいというふうに思います。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 当然、メインの熱源にはなりませんし、助燃材という役目にはなるかと思えますけど、いわゆるその循環型社会、減量化できて資源化して活用できているよという、この仕組みは非常に大事なんじゃないかと。そこにちょうどボイラーで焼却できるんじゃないかと、本当素晴らしいタイミングなのかと。ただ、更新が迫っていますよね。そこに合わせるかとかいうのではなく、基本設計のときにそういったふり幅を持って今後アプローチできるなら、そういうこともやるかもしれないという上で設計が可能であれば、木質しか燃やせないよっていうものを導入するのではなく、あらゆるものが燃やせると。

これ実際、業者さんに聞いたら、難なく燃やせるんですよ、木だろうが紙だろうが何だろうがですね。ただ、チップ専用の投入口にしてしまうとちょっと投入しづらくなるというのが業者さんの答えなんですけど、こういったふり幅を持った設計にしておけばいいんじゃないかなというふうに、私思うわけです。

時間がたってということでありましてけれども、町長、ぜひこれ研究というところはしてもいいんじゃないかなと、進めていっていいんじゃないかなと思っておりますけれども、もう一度、確認としてお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 明確な答えを現段階で出せるという段階ではありませんが、今議員おっしゃったように、そういういわゆる併用ですね。こういったような施設を基本設計の

中でというお話がございました。これらも一つの検討材料として今後、進めていければというふうに思います。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 余談なんですけれども、今回もいろんな一般質問がある中で、補助金という言葉がやっぱり出てくるんです。実際そうではないこともいっぱいあるかと思うんですけど、実際その補助金を活用して行って、そのときは補助金を使って安くできました、よかったですなんですけど、どんどん時がたって歩いていく中で、補助金があるために縛りがあって自由が効かないということが、私、実際あるんじゃないかなと。全部じゃないとは思いますが、長いスパンで見た事業に対しては、私必ずしも補助金に頼る必要性ってあるのかなって。そこは効果と費用と、そういったものを検証して実費でいけるものであれば、そこは実費でいっていいと、これを実費でいけとっているわけではないんですが、そういったことも踏まえて、大きな幅でこう捉えたほうがいいんじゃないかということも、ちょっとお伝えしておきたいと思います。

最後なんですけど、町長に立科町の非常事態宣言という、これについてお伺いしたいんですけれども、これ宣言をしたということが、すごく重いことだよとかっていう話ではなくて、宣言をしたってということで、通告にはしっかりすみません、なかったんですけど、併せてお伺いして、していきたいんですけれども、議長、大丈夫ですか、質問して大丈夫ですか。

議長（田中三江君） 暫時休憩とします。

（午前11時48分 休憩）

（午前11時50分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

関連ということで、簡単に、今井健児議員、お願いいたします。

1 番（今井健児君） 簡単に、はい、お伺いします。

立科町気候非常事態宣言について、町長、お伺いしたいんですけれども、先ほども言ったんですけれども、これを宣言したことによって、分かりやすく進めやすいという考え方もあるかと思うんです。宣言したことによって、これすごい思いですよ。これ公式に発表することですから、立科町が目指すっていうふうになっているわけです。

ただ、そこをプラスに捉えれば、職員を含め、立科町としてはもうこういう町にしていくんだというビジョン、方向ができたという捉え方もできるかと思いますね。

町長として、これで第6次立科町振興計画に向けてですから、それに当たって、町長は計画の中では答申を受ける立場だとは思いますが、ちょっと町長としてどのような未来を描いているか、お伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 私、立科町気候非常事態宣言を主張させていただきました。もちろん、このことは、今立科町だけの問題ではありませんけれども、しかし、今、私どもの地域の環境が悪化されて非常に災害も大きい、そしてまた、日々の気候も変動が激しい、こういった生活の中で、不安定な中では、やはり少なくともこの地域にとって、例えどれだけでも環境を悪化させず、改善をしていくということが基本だと思います。そのことで宣言をさせていただきました。

そんな中に、やはりエネルギー、要するに再生可能エネルギーですね。これは、ただ単に太陽光発電、あるいは水力発電のみならず、それぞれ環境によい、そういった事業の取組は当然今までもしてきています。今申し上げた太陽光発電システムもそうであります。

また、令和4年度より取り入れました電気自動車の導入もそうであります。そしてまた、照明器具のLED化も控えてあります。もちろん、これは国の方針もございませけれども、そういったこと等含めて、行政として職員の不要な照明の消灯、それからごみの適正分別、それから可燃ごみの消滅、エコドライブの実践、こういったことも行政マン、要するに役場として行政としても先頭を切ってやっていかないといけないこともあります。

そういったことを一つの盾として、これから立科町の一つの再生可能エネルギーの執行に向かって、先ほど来から話があります権現の湯のバイオマスボイラーの関係もわかりであります。

こういったことを含めて、これからの立科町の地球温暖化対策の地域推進計画の計画期間、今、令和12年までとなっておりますけれども、環境、社会情勢を大きく変化する中で、必要に応じて、見直しも当然必要ではありますし、こういったことに関しては、国や県の新しい技術の情報を周知しながら、町として何が最良なのかということを含めて検討する中で、取組の推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 今、町長の答弁で、必要に応じては内容の見直しを行うと、これは、立科町地球温暖化対策地域推進計画というところにあるんですけども、随時、見直しはしていきますと。町長、これ確認なんですけれども、計画の進捗管理として、ちょっと文を読みますけれども、PDCAサイクルを着実に進めていくため、町では取組の実行管理を行い、5年ごとに立科町環境審議会において計画の進捗状況の検証評価を行います。また、町民や事業者、各種団体等からの意見提言を受ける機会を設け、環境審議会からの評価と併せ、計画、施策に反映し、結果を町民に公表していきます。また、実態に応じた具体的な推進を図るため、公募による地球温暖化対策推進協議会の創設も検討していきますと。これ文があるわけなんですけれども、これ町長、今後しっかりこれを行っていくよということで、確認ですけども、よろしいでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 基本的にはその方向でやっていくつもりでおります。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 5年ごとということですから、2022年、2027年にこれを評価する。

そこまでにどこまで進めていけるかというところがあるかと思います。実際、この環境問題のCO₂、私は全然分からないんですけども、進めていかなければいけないことではあるということは間違いなくて、そして非常に時間がかかるものでもあるかと思っています。電気自動車とか単年度予算でできるもの、もちろんですけども、大きくは社会を変えていかないと達成できないのではないかなというふうに思っております。

そういった意味では、まず計画がどうであるかというその策定の段階でしっかり、サキユウがもうあるわけですね、実質ゼロにしますと、そのゼロから逆算してやっていかなきゃいけないと。非常にこれ難しい課題であるかと思うんですけど、宣言した以上はやっぱり目指していかないと、そこは、私も一議員として、また町民としてしっかり取り組んでいきたいと思っています。

最後なんですけども、町長、自立堅持という言葉、おっしゃっております。私も自立堅持でいたいと思っています。そして、このごみの話なんですけど、今回は、ごみに関して言うんですけど、これ基本はやっぱり、町でしっかり完結させるべきだと、これはやっぱり基本ではないかと思っています。歴史はもちろんあるのは分かっておりますけど、基本です、基本。基本はやっぱりこの地域の社会というところであれば、この地域でしっかり処理をできると。今はそうではないのはもちろんです。

つまり、私が言いたいのは、やはり減量化はしっかり取り組んでいくべきだと、これがこの町で焼却施設をつくれればいいたとか、そういう話ではなく、基本はやっぱり、ありがたい話なんです。みんなで協力し合って、ごみを焼却してやっていることは非常にありがたいことなんです。ありがたい反面、私たちはやっぱり減らす責務もあると。もちろん、これには経費もかかっています。ごみは一見、袋に入ったごみですが、お金の面で言えば、要はあれ支出ですよ。支出をどれだけ佐久に持っていく量を減らせるかということですよ。

そういった意味では、今後もしっかり減量化というところはやっぱり進めていかなければいけないというのと、あと立科町だからできることっていうのが、今後、必要になるんじゃないかなというふうに思うわけです。独自路線です。それ観光もそうですし農業もそうかもしれないですね。農業もそうだと思います。独自に自分たちでやっていけるものっていうのを、今回模索していくと。

堆肥のペレット化、町長あったじゃないですか。あれも新聞で私、ニュースで確認したら、立科町の文字は一つも出てこないんですよ。立科町は協力したんですよ、経費払って。出てきたのは、JA佐久浅間ほか、自治体では佐久市というふうに出てき

ます。埋もれてしまうんですよ、町長。私たちが一生懸命やっている、皆さんが、自治体が一生懸命やっている、そういったものが全然表に出てこないんです。

町長、再々言いますけども、この前のアンケートでも話しましたが、ちょっと若い世代になると、立科町は知らないですか、あまり、まだ。認知がまだ低いです。

議長（田中三江君） 通告外のことをお話いただいていますか。

1 番（今井健児君） 返ってきますんで、話が、よろしいでしょうか。

そういった意味では、私が言いたいのは、やっぱり町が独自で何かやっていかなきゃいけないと。この紙おむつも先行してこの町がどういったその処理をして、これ循環型社会に持っていくのがいいんじゃないかという提案なんですけれども、そういった町独自のことをやっていくべきではないかなというふうに思っております。

今、通告外かという話もあったんですけども、全体を大きく捉えて考えていかないといけないと思うんですよ。バイオマスボイラーも、それはバイオマスボイラーは企画課かもしれないですけども、こういった資源化という意味では建設環境課も絡んでいるわけですから、やっぱりそういった連携、また広域のこともそうです。いろんなことが絡んでいるんで、大きく、大きく見た中で進めていく町独自のものが必要なんじゃないかなというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、1 番、今井健児君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩とします。再開は午後 1 時30分からです。

（午後 0 時00分 休憩）

（午後 1 時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

なお、信濃毎日新聞社の取材を許可してあります。

次に、**2 番、芝間教男君**の発言を許します。

件名は **1. 第三者委員会報告のその後について**です。

質問席から願います。

〈2 番 芝間 教男君 登壇〉

2 番（芝間教男君） 2 番、芝間教男、通告に従い、一般質問を行います。

3 月の定例議会最後の質問者となります。よろしくお願いいたします。

立科町では、平成29年度下水道事業において、予算が不足する契約を上司の許可なく不適切な事務処理により締結したこと、及び消費税の支払い事務の不適切な処理が行われたことが発覚いたしました。

そのため、立科町は、この不適切な事務処理の再発防止に向けた取組を行うため、

平成30年2月26日に利害関係のない弁護士、行政処理及び行政経験者による第三者委員会が設置され、平成30年8月31日付でその委員会の報告を受けたところであります。

微力ながら、私もこの一員として、行政経験者の立場として携わらせていただきました。この経過もありまして、私は議員になったというところもあります。

当時の米村町長は、今後、報告書を重く受け止め、理事者、職員そして組織が一丸となり、再発防止に向け、町民の皆様の信頼を取り戻すよう努力を重ねていく。この報告書の重要性を認識し、業務改善を推進するというようなことの回答をいただいております。

両角町政に代わり、ここで4年が経過しようとするところでありますが、改めてその後の両角町長がどのようにこれを認識し、町はこれに取り組んでおられるかをお伺いいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、芝間議員の質問にお答えをさせていただきますが、ちょっと長くなります。お聞きください。

以前の答弁におきましても申し上げておりますが、人口減少や少子高齢化に起因し、子育て支援に対するサービス需要の変化、そしてまた、高齢者の健康増進対策、空き家や耕作放棄地対策、複雑化・多様化する地域課題への対応、さらにはコロナ禍への対応など行政サービスのニーズは変化してきました。

また、組織という観点から見ると、様々な分野で担い手が不足し、今後の少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少を踏まえると、さらに必要な人材や職員数を確保することが困難となってくると懸念しております。

ご承知のように、2020年12月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化が示されたことにより、住民に身近な行政を担う私たち自治体への期待や役割は大きく変化してきたと感じておりますとともに、行政サービスにデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させることは、行政の業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげるよい機会であると私は考えております。

急速なデジタル化への対応は、現在進行中であり、専門的な知識が求められる中で、昨年度からデジタル化推進専門官の支援を得ながら、職員も積極的に取り組んでいるところであります。これは、第三者委員会からのご提言に沿った業務効率化、業務改善へつなげる取組の1つでもあります。

あわせて、職員の仕事や家庭、プライベートに対する価値観の変化、多様化に合わ

せた職場環境や柔軟な働き方にもつながるものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活のスタイルや住民の意識も大きく変化する中で、行政が担う業務も広範囲に、そして増大してまいりました。

そのような背景の中、以前からも申し上げてきましたが、町職員として町民全体の奉仕者であることの自覚、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進のために職務を遂行することは、ゆるぎない基本であります。これは、職員の綱紀及び職務執行に関する規定第2条、職員の基本的な心構えとして規定され、職員全員が理解しているものとあります。

また、私としては、毎月の朝礼におきましても、町職員としのあるべき姿や遵守事項、コミュニケーションの推進などを中心に、直接職員に申し上げることを心がけてまいりました。

この4年間、第三者委員会からの報告書の内容は、常に重く受け止めておりますし、継続して組織改革に取り組んでまいりますので、今後におきましても、その方針に差異、変わりはありません。

いずれにしましても、これらの組織改革も当然でありますけれども、やはり役場の職員の融和を取っていくことも大きな問題であろうというふうに思っております。

以上であります。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） ただいま、町長に答弁をいただとおり、その5年間で町の行政のニーズも町民のニーズも町の行政も、デジタル化等、大きく変わってきております。

その中で、揺るぎないものは職員の心がけ、基本的な立場というものは変わらない。町長は、朝礼の中で直接職員に話しかけられ、常に第三者委員会の気持ちを忘れることなく、なおかつ職員の融和を意識しておられるというお話をいただきました。

継続的に、町も議会も、常に第三者委員会の気持ちを忘れずにやっていくことが必要であるということ、今、ここの場で再確認していく。こういうことが大切であると、私は思っております。

それでは2番、教育長にお伺いいたします。

教育現場に報告の提言は生かされているかということですが、2019年2月の広報たてしな、シリーズで「一緒に考えましょう」というところのページがございましたが、岩上教育相談員さんから、第三者委員会の提言を教育・保育の場に生かすと題して投稿をいただいております。

その内容は、報告書に列記された10の対策は、まさに学校、保育園そして教員組織と家庭環境に当てはまるというものであります。はたして、特に人材不足となっている教育の現場、保育の現場の中においてはどうでしょうか。提言は生かされているか、お伺いいたします。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） それではお答えを申し上げます。

先ほど町長が答弁しましたように、私もこの報告書の内容につきましては重く受け止めておりまして、第三者委員会からのご提言につきましては教育現場、そしてまた保育現場におきましても、継続した取り組んでいるところでございます。

なお、小中学校につきましては、町の職員と、また県費である教職員と両方おりますので、第三者委員会の提言を含めまして、コンプライアンスでありますとか、あるいは非違行為の根絶と、こういったことにつきまして、いわゆる職員の資質向上に関する研修、講習等を、年間計画をしまして実施しているという状況であります。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 教育長におかれましても、重く受け止めていただいているというお話をいただきました。

なお、本当に職員一人一人に、県の職員もそうですし、町の職員も隔たりなく浸透して、そういうことを認識していただいているかということは、常に確認をしていただきたいと思いますというわけであります。

3番、人事異動の時期でありますけれども、職員の状況を把握した異動を考慮しているかという面について、副町長にお伺いいたします。

また、業務量の増大する中、職員の数には適正か。その部分についても、町長のご見解をお聞かせください。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

まず、職員の数には適正かといったところについてお答えいたします。

職員数については明確な基準がありません。そういった中で、総務省におきましては、類似団体別職員の状況を開示しております。類似団体別職員数の状況は、全国全ての市区町村を対象として、その人口と産業構造の2つの要素を基準として、幾つかのグループに分け、グループに属する市区町村の職員数と人口をそれぞれ合計して、グループごとに人口1万人当たりの職員数を算出し、そのグループを類似団体として職員数の比較をするものであります。

当立科町は、2の1、これは人口5,000人以上1万人未満、産業構造2次、3次80%以上、かつ3次60%未満の団体というところに属しておりまして、全国では82団体、長野県では、その中には9団体が属しておるところであります。

その中で、全国82団体中立科町は、上から41番目、下から42番目という、ちょうど中間地点。長野県内の9団体で見ますと、上から4番目、下から6番目といったところになります。

このようなことから、類似団体の中では、多くもなく少なくもなくといった状況であると言えます。しかしながら、業務の内容は様々でありますので、一概に比較は難

しいといったところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 大体、中間ぐらいかたと、適正な部分ではないかなというようなお答えをいただきました。

他市町村との比較ということでありましたけれども、業務とすれば、町それぞれのところで個別な問題があるかと思います。特に、立科町も新しい事業を取り入れておりますので、そこら辺も今後、考慮を入れていただきたいと思います。

係内は、人材不足からみんな忙しそうにしておりまして、相談するということにも、なかなか当時は相談しづらいという環境があったようです。

前任者も、異動した先で、これまた新しい仕事を受けるわけですから、なかなか聞くという時間も取れない。このような中で、不祥事というような事態になったわけがありますけれども、要因の1つに人事異動が関係してきている部分もあるかと思いません。

この人事異動の時期に際し、もう一度お伺いしますけれども、副町長はこの報告書の提言を基にどのような配慮をされて異動をされておられるか、お伺いいたします。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。報告書を基にどのような配慮をされているのかということについてお答えいたします。

報告書では、幅広い情報収集を活用した人事と期間に余裕を持った計画的な内示が行えるようにということがあります。

最初ですけれども、私が役場に入庁してから、過去1回あったかというふうに記憶をしておりますが、職員の異動希望調査です。私どもになってからは、2年に1度、これまで2回、希望調査を実施いたしました。全体のバランスも考慮するので、必ずしも希望とおりにとはなりません、本人の意向も参考にすることができております。

また、以前よりも余裕を持って計画的に内示をしておりますので、報告書に沿った対応ができているというふうに感じております。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 人事異動は、人を動かすことですから、副町長におかれましては本当に大変なことだと思いますが、一人一人の能力を知った上での異動ということ。それから、そこで能力が発揮できるような配慮を引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、（1）番に移りますけれども、タイムカードの問題についてお伺いいたします。

タイムカードの記録と残業命令時間に差があるように見受けられるが、その現状はということであります。

残業管理については、10の対策の提言の9番目、残業管理について、上司・理事者は業務内容と業務量を把握し、外注化と業務を効率化し、職員の残業を減らすよう努めるとあります。ここで大事なのは、上司・理事者は業務内容と業務量を把握するという点であります。

タイムカードは、確かに質対質の把握という面では有効であります。近年、新型コロナウイルス感染症関連対策事業、過疎地域指定となつてからの短い時間での立案計画やデジタル化田園都市国家構想推進交付金やマイナンバーの推進、それから、令和元年度では台風19号以来の災害復旧、防災関連事業、数を上げれば切りがないわけですけれども、数年前の比ではなく、膨大に業務量は増加している現状にあります。

その割には、職員も多くなっていないし、外注化できる業務でもないように見受けられます。

タイムカードの記録と残業時間に差があるように見受けられるということは、実態と即していないのではないかと。その現状は、業務内容と業務量を把握し、残業命令をしっかりと適正に出しているか。担当職員から出てこないならば、出しづらい環境がいまだにそこにあるのではないかと、総務課長にお伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。以前の答弁と重複する内容にもなりますけれどもお聞きください。

地方公務員の時間外勤務につきましては、一般職の職員の勤務時間法の規定により、任命権者は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間外時間以外の時間において、職員に勤務命令を命令することができるとされております。

時間外勤務命令には、事前命令、事後確認、個別命令の原則がございます。その原則に基づきまして、実務上の留意点として、業務は正規の勤務時間内において計画的に処理しなければならないものであり、正規の勤務時間において処理できない緊急を要する事務についてのみ時間外勤務を命令し、経常事務については、時間外勤務を命令しないことが基本でありますので、その中で時間外勤務命令を行っているものでございます。

緊急性や臨時的な業務等の判断は、担当課長が場合によっては理事者に協議の上、行っておりますが、その中では、担当課長や理事者の決裁が受けづらいとの声は聞いておりません。

また、タイムカードの記録は、出勤から退勤までの打刻時間に対する登庁している時間の集計となりますので、命令された時間外勤務時間とは、当然、時間数は異なるものでございます。

しかしながら、適正な時間外勤務時間の把握をする上では、タイムカードのデータも参考にしながら、事務の負担軽減、平準化、早期退勤等の促進に努めるようにしております。

あわせて、先ほど議員より、報告書の提言として外注化に触れた件についてでございますけれども、一例として挙げれば、新型コロナ地方創生臨時交付金事業を進めるに当たっては、各種商品券等事業は商工会へ、観光事業者支援等事業については観光協会などへ協力を依頼するなど、その事業の目的によって、可能なものについては外部への委託等により、全て職員が行うことではなく方法も併せて検討し、実施している業務もございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 経常事務というところについて、これだけ業務が増えている中で、やはり実態としては、私は幾つかの事後確認というものは必要ではないかなというところも感じているわけでありましてけれども、今、総務課長のおっしゃるとおり、提言を受けまして外注化、そういうようなこともやっておられて努力をされておられるということをお聞きしました。

残業については、まだまだ本当に出てこない部分が、私は個人的にはあるのではないかというふうには思っておるわけですが、しっかりと出しやすい環境を整えていただいているということでもありますので、この場でまた、職員の皆さんにも、残業の部分についてはしっかりと残業の届けを出してもらおう。それから、業務については、適正な業務を行っていただくということをお願いしたいと思うわけでありまして。

続きまして、4ページ、公印の取扱いについてもまた、聞いていくわけですが、1番、ちょっと言い忘れましたけれども、これから申し上げるのは、全部、私、追跡質問でありますので、前にお伺いをしました経過も踏まえて、1つ1つお尋ねしていきたいと思っております。

公印の取扱いについては、現在も規則に基づいて管理しているかということでもあります。

令和6年第2回の定例会において、当時、遠山総務課長でありましたが、一番問題となった公印の取扱いについては、公印を押す際は必ず総務課長、総務課長不在の場合は担当の課長の職務にある者が確認しているという答弁でありました。

令和4年3月の第1回定例会では、齊藤総務課長から適正な管理を引き続き行って、現在も継続しているでございました。

現在はどうでありましょうか。公印の取扱いについて、現在も規則に基づいて管理をしておられますか。お伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

前回の答弁同様、現在におきましても、適正な取扱いを継続しているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 続きまして、3番のメールの取扱いの現状についてお伺いいたします。

参考に、元年の遠山総務課長の答弁では、組織として送信するものは個人メールではなく、組織のメールアドレスを使用する。各課、各係の情報を共有するようにしている。

それから、令和4年3月の答弁では、平成30年12月、メールの取扱いについて全員に周知を行い、課代表メールでの取扱いを整理した。現在も、そのようにしています。

その後、職員メールの取扱いは喚起されることがあったでしょうか。それから、現状はその確認を行っているか。また、個人メールを使用する場合とはどんな場合かをお伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

再発防止策として、課及び係に付与された所属メールアドレス、及び職員に付与された個人メールアドレスの使用についての具体的な取扱い、管理及び保存等については、継続して実施しているところでございます。

また、新規採用者への研修時には情報セキュリティ研修も実施し、その中でメールの取扱いについても触れているところでございます。

ご質問の個人メールを使用する場合についてということですが、こちらは公務における職員間の連絡ですとか日程調整、及び問合せなど、主に電話やメモ等に代わる手段として用いることに限定しているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 特に、個人メールの使い方については気になっていたところでありまして。

内部だけのものの事務連絡ということでありまして。外部のほうには使っていないということでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） そのように周知をしているところでございます。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） では、確認いたしました。

次に、4番、職員の研修の状況はどうかについてお伺いします。

令和6年2月の回答におきましては、研修の機会の増加を図ったということで、内容的には、再発防止に向けた研修、業務管理研修、法制執務及び例規のシステムの研修、メンタルヘルス研修、コンプライアンス研修、人権研修、及び会計年度制度の研修であります。

また、令和4年の課長の答弁では、倫理コンプライアンス研修は重要であり、継続

して実施していくことが必要と考えている。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大で、その機会が大分失われた。令和3年度からは、オンライン研修に切り替えたり、参加者の規模を縮小したりなどし、増加を図っている、でありました。

お伺いするのは、令和4年度の倫理コンプライアンス研修に関する研修の実施状況と、令和5年度の研修予定と、もう1つ、特に新規採用職員や経験年数の少ない職員の研修は、第三者委員会の報告書を基にした再発防止に向けた研修を、令和元年度のように改めて行うべきではないかと思うわけですがいかがでしょうか。お伺いたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

令和4年度に実施いたしました研修の主なものは、議員ご質問のコンプライアンス研修のほか、ハラスメント研修、メンタルヘルス研修、窓口接客等の研修であり、全ての職員を対象に集合研修を実施しております。

このほか、採用後1、2年目の職員には、特に社会人として、また自治体職員として必要な基礎知識を中心とした研修を、8月と2月に2回、実施しております。

また、今年度は研修会と併せて、全職員にコンプライアンスチェックノートを配付し、実務上最低限身につけておかなければならない考え方を常に確認できるような取組をしたほか、今年17日には、今年度2回目となるコンプライアンス研修を計画しており、特に力を入れているところでございます。

来年度の研修計画につきましては、予算編成において、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修のほかに、デジタル化に伴う人材育成研修も予定しておりますので、予算成立後に研修計画を策定し、具体化してまいりたいと考えているところでございます。

議員ご提案の、特に新規採用職員や経験の少ない職員を対象とした再発防止に向けた研修を取り入れたらということですが、ご提案ということで、今後の研修計画の際に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 私は、この第三者委員会の提言は、新規の職員の皆さんにも改めて知っていただくという面で、再発防止に向けた研修をお願いしたいと思うわけであります。

5番、職員のメンタルヘルス、ストレスチェックという部分で、相談窓口についてお伺いします。

当時、令和元年の当時は、産業医の指導等を受け、職場内の雰囲気配慮、相談できる人がいるように努力をしているという答弁でありました。

また、令和4年3月の答弁では、職員間のコミュニケーションの向上や人間関係の構築により、職員の働く環境はより改善されていくものと認識している。ただ、これ

は大変難しいこと。職員の個人差があるということです。職員の努力、先輩・上司の気づきも必要であり、そのための自己啓発、意識改革、これらにつながる職場研修も必要として思っているという回答をいただいております。

また、相談体制については、総務課が窓口とし、長時間労働に関すること、ハラスメントに関することなどを受け入れる相談体制を整備したであります。

職員の努力、先輩の気づきも必要、自己啓発、意識改革、これらにつながる職場研修とは、OJT職場内研修——それぞれの課・係が携わっている業務ごとに関係する直接的、間接的問題を視点到てた部署ごとの研修のことをOJTというわけですが、小さな単位で、その仕事に対する研修をその係で行っていきましょうよという研修であります——というものが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

また、総務課窓口、令和4年度の相談状況は、件数、相談内容、それに対する配慮、改善した項目、職員全体への周知等があれば教えていただきたいと思っております。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

職場内研修、OJTにつきましては、各職員の担当業務やレベルに応じた内容であることが必要であると考えております。

特に、新規採用時や人事異動、昇格等に伴い基礎的な業務知識の習得から、実務研修、職階に応じた研修など、それぞれ研修の機会を設けているところでございますが、町の研修以外にも、長野県市町村職員研修センターの研修にも参加しているところでございます。

センターでの研修は、階層別研修では新規採用職員研修、一般職員研修、中堅職員研修、係長研修、部課長研修など、専門研修では議会書記、契約実務、税務職員、会計事務、法制執務、財政事務、債権管理事務、人事給与事務、防災危機管理、セキュリティ情報システム、企画立案など、幅広い研修計画が立てられております。

このほかにも、担当業務に係る専門研修をそれぞれ受講する機会が設けられていますので、有効に活用しているところでございます。

また、総務課が相談窓口になっております令和4年度の相談状況はということでございますが、相談や面談等につきましては、随時実施している状況でございます。

私が相談窓口となりまして、労働安全衛生法の規定による長時間にわたる勤務を命ぜられた職員に対する産業医の面接指導については令和3年11月から導入しております。併せて長期の休職者や療養休暇を取得した職員との面接、ストレスチェックの高ストレス者への産業医との面接相談などの調整をしておりますが、相談件数や内容については公表できるものではございませんのでご理解いただければと思います。

また、その結果で、職場として配慮すべき事項につきましては、理事者、担当者とも協議の上、適切な対応に努めているものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 各種、幅広い研修の説明をいただきましたが、研修によって、その研修で時間が取られてしまうということも問題ではありますが、将来的にわたって研修というものは本当に必要でありまして、できるだけ研修を忙しい時間の中でも受けられるような体制を各課でつくって行って、人を育てるところを大事にして行っていただきたいと思います。

また、内容については、件数とかはよろしいんですけども、問題は、増加していないかどうか。心の病を持って休職になるようなことが多くなってこないかということが心配であります。

そのような防止ということ、それから事件に発展しないようなことについて、配慮を引き続きお願いをしたいと思います。

6番、事業について正副担当の配置をし、お互いに情報を共有し、上司も進捗状況を把握しているか。

従前から、主な業務については政府の担当者を置いているということは承知しております。しかしながら、この事件に関しては、正副担当者を置いてもうまく機能をしていなかった。その原因の根底にあったのは、業務量の増加、人手不足、加えて国・県からの取り扱う事務の内容がコロコロと変化していく。常に最新の情報を得ていなければならないということなどが原因でありました。

現在の状況は、このような状態が各事業においてもっと拍車がかかっている状況であります。そのような中で、業務について正副担当及び上司は、お互いの情報を共有し、相談し、定められた時期までに事を済ませなければならない。本当に、職員の皆さんは大変なことだと思いますが、本日の質問の趣旨は、この上司がその業務の進捗状況をしっかり把握していますということではなくて、日頃の協力体制の在り方についてお伺いしたいと思います。

業務について、正副担当がお互いに、それから上司も一緒になって「報・連・相」です。報告・連絡・相談というものができているか。また、その努力をなさっておられるかということを重点にお伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

ここ数年、災害復旧事業や地方創生臨時交付金関係事業、また起債対象事業など大きな事業が続いております。

職員一人一人の通常業務につきましても、当然、協力体制が欠かせないものでございますが、大きな事業などは、複数担当制によらなければならない場合もございます。

業務を迅速に進めるには、実情の把握から構想、計画など、担当係・担当課を超えた連携により、早い段階で理事者を含めた打合せにより、方向性を決定していかなければならない事業もございます。

結果的に、「報・連・相」を行うことで、無駄な時間も削減できると実感しているところでございます。

理事者においても、重要事項については目配りをしておりますので、私の感覚で申し上げますけれども、以前にも増して報告・連絡・相談というものが頻繁に行われていると感じているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 引き続き、努力をお願いしたいと思います。

次に、7番、1回の雇用が1年ごとの会計年度任用職員への対応はということでお伺いします。

会計任用職員につきましては、2020年4月、令和2年から地方公務員法の改正により導入された、非常勤の地方公務員のことです。町の厳しい財政事情の中、当町においても多くの会計任用職員の皆さんに大切な業務の一端を担っていただいているところでもあります。しかし、町の職員でありますから、コンプライアンス、倫理業務上の知り得た秘密を保持する等は、全く正規職員とは変わりあるものではありません。任期は1年であり、業務も短い期間に、また業務も覚えていかなければならないところでもあります。

2月17日のNHKおはよう日本でも、待遇は改善されず、不安な会計任用職員と題して、婦人相談員さんの例が取り上げられておりました。

このような中で、第三者委員会の報告の提示を基に、会計任用職員に対する法規の遵守やコンプライアンスの研修、残業状況等、しっかり時間内に帰ることができるか、相談できる窓口があるかということについてお伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

会計年度任用職員には、地方公務員法の服務規定が適用されていることから、常勤の一般職員と同様、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないということになっております。

したがって、法令遵守やコンプライアンス研修などの参加も当然対象としておりますし、時間外の勤務をお願いする場合にも、所定の手続により勤務命令によって行っている状況でございます。

また、相談窓口につきましても同様でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 人によって、なかなか相談を持ちかけるのが苦手という人もいるかと思いますが、できるだけ間口を広く持って、相談体制を受け入れるような形をお願いし

たいと思います。

それでは、最後になりますけれども、改めて町長へお伺いをいたします。

報告書の提言を受け、再発防止、職場の改善、職員との対話について、町長自身が心がけ、この4年間、実行してきたことは何か、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えさせていただきます。

私が心がけてきたことは、職員とのコミュニケーションであります。大変難しいことではありますけれども、私自身もコミュニケーション能力を高めることに努めております。

まずは、言葉を正確に伝え、正確に受け取ることで、職員との信頼関係を築くことでもあります。職員との垣根をなくし、風通しのよい明るい職場環境の構築により、二度と同じ過ちを犯さない環境づくりを目指すものでございます。

今後におきましても、コミュニケーションスキルを高め、業務の効率化、町民益につなげてまいりたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、毎月の朝礼の中でも、私は一つ一つの例を取り上げながら、それは職員間、あるいは理事者職員、それから町民との関係、こういったことをやはり行政マンとして、そして私たち理事者としてあるべき姿、こういったことを常々、例を出しながらお話をさせてもらっています。

やはり、職員の皆さんにとりましても、風通しのよいそういった職場が少しでもあるということが、町民の皆さんに対する町民益につながる道だというふうに思っておりますので、今後も続けていきたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 私的な感想になるんですが、立科町職員の皆さんは、以前にも増して、庁舎に入ってくる住民の皆さんに意識を向けて「いらっしゃいませ」、それから「今日は何のご用ですか」と、声かけが十分できてきているんじゃないかなと。それで、窓口に行くと、すぐに飛んできて、「相談は何ですか」と来てくださるようになったと思います。

このようなことは、ただいま町長にご答弁いただいたようなコミュニティー、それからコンプライアンスや接遇の研修の成果であると思います。引き続き、役場の職員の皆さんが明るく町民に接していただけるような体制を取っていただくことをお願いいたします。

それでは、まとめをさせていただきます。

立科町を人に例えるならば、行政はその頭脳であります。一時期、その部分が病気になったとき、第三者委員会という外部の視点から報告書という処方箋をいただきました。この処方箋は、約6か月をかけ、立科町に合った1つの指針として重要な、他の市町村には持ち合わせていない、とてもよいものであると私は思います。

第三者委員会に関する質問については、私はこれで3回目になります。本日は、重複する質問を過去の回答を踏まえお伺いいたしましたが、私は人間ドックのように定期的に、この処方箋を基に、ここはどうだ、あそこはしっかり継続してやっているか、そして職員の皆さんは仕事で悩んでいないか、明るい笑顔で町民と向き合っているかと検査を行っていく必要があると思って取り上げております。

診断する時期は、ちょうど今が年度の締めくくり、そして、令和5年度に向かって出発する時期であり、どうかここにおられる理事者、課長さん方にも、職場に戻ったときに人間ドックのように、職員の皆さんは仕事に悩んではいないか、明るい職場で町民と向き合っているか、もう一度、それぞれの立場で打診して、研修されて、次の新しい年度の仕事に向かっていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、2番、芝間教男君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。ご苦労さまでした。

（午後2時22分 散会）